

VI 実施計画（後期）の施策体系

目標	取組の視点	主な取組	番号	事業等の名称	主体	取組内容	取組方針・達成目標	実施年度					
								R2	R3	R4	R5	R6	
自立と社会参加	優先課題1	就学相談活動への支援	1	就学支援審議会	特別支援教育課	・障害のある児童生徒の就学に係る教育支援に関する重要事項の調査・審議	令和2年度から各市町村の就学支援審議会にて判断に迷うケースにより対応できるよう、県の審議会の時期を10月・12月に設定する。また、専門委員会の調査後に市町村の判断内容で確認が必要なものがあれば12月に助言内容を審議する機会を作る。特に令和4年度までに県の審議会の時期について各市町村で活用しやすい日程になるよう調整する。	→	→	→	→	→	
			2	障害児教育支援相談活動事業	特別支援教育課	・障害児就学事務担当者説明会及び研修会の開催 ・リーフレットの作成・活用 ・市町村教育委員会への特別支援コーディネーター派遣 ・就学支援の手引きの改正	令和2年度から派遣の時期を市町村教育委員会の審議会の時期に近い9月に移行し、夏休み中に十分に教育相談をした後に申し込めるようにする。また、令和4年度までに、調査期間を調整しながら特別支援学校に教育相談等を受けている情報を、市町村に提供し、就学見込みの児童生徒が十分に教育相談を受けて就学先就学支援の手引きについて、市町村担当者等の意見を聞きながら校正作業を行い、令和2年1月までに完成させる。	→	→	→	→	→	
			3	教育相談調査研究等事業	総合教育センター(特別支援教育課子算)	・総合教育センター指導主事による定期巡回教育相談、要請教育相談、来所相談、電話相談	発達支援に関する相談を中心に、相談件数が年々増加している状況において、保護者や学校からの相談に適切に対応するため、相談員を十分確保するとともに、医療・福祉等と連携した相談体制を整備する。	→	→	→	→	→	
			R5-1	視覚障害・聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業	特別支援教育課、県立特別支援学校	・視能訓練士や言語聴覚士による乳幼児教育相談(来所、市町村への訪問、オンライン)		→	→	→	→	→	
	優先課題1	連携体制の確立	4	特別支援教育総合推進事業	特別支援教育課	・宮城県特別支援連携協議会(情報交換、課題の共有)の実施 ・個別の教育支援計画作成の手引きの調整 ・個別の教育支援計画作成指導研修会の開催	令和2年度宮城県特別支援連携協議会において事業反省のまとめ及び各市町村における特別支援総合推進事業に係る会議実施状況調査を通じて、各市町村における課題等を共有し、令和6年度までに特別支援教育の体制の整備、小・中学校等の特別支援教育コーディネーターの育成を図る。 障害のある児童生徒への早期の支援及び保護者の障害に対する理解促進を図る一助として、幼稚園や保育所等での引継ぎに関する課題を探り、個別の教育支援計画策定に向けた手引等を調整し、普及を図る。幼稚園や保育所等及び小学校双方からの引継ぎにおける課題やスムーズな移行のために必要事項等を整理・分析、幼稚園・保育所等での個別の教育支援計画を作成・実践し、令和6年度までに個別の教育支援計画策定運用の充実を図る。また、個別の教育支援計画活用の有効性、手引きの要点・大事な視点等を踏まえた研修会を実施する。	→	→	→	→	→	
			5	特別支援学校における進路指導充実	特別支援教育課、県立特別支援学校	・特別支援学校地域連携協議会の開催 ・講演会の実施 ・進路支援研修会の実施	県立特別支援学校に在籍する生徒一人一人の高等部卒業後の自立と社会参加に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じてキャリア発達を促すため、校内の組織体制の整備や労働・福祉等の関係機関と連携、地域や産業界等の人々の積極的な協力を得るなどして進路指導を充実させる。	→	→	→	→	→	
	優先課題1	特別支援学校における就業定着支援	(非予算事業)	県立特別支援学校	・個別の教育支援計画の作成と活用 ・就労した卒業生に対するアフターフォロー	県立特別支援学校に在籍する生徒一人一人の卒業後の自立と社会参加に向け、個別の教育支援計画を活用しながら、生徒が必要とする支援を十分に受けられるよう各関係機関(福祉機関、ハローワーク、就労・生活支援センター等)と連携・協力しアフターケアや障害者雇用にかかる理解啓発、地域支援等を行う体制を整備する。	→	→	→	→	→		
	文化スポーツ等に関する学習活動等の充実	宮城県特別支援学校文化祭事業	特別支援教育課、県内の特別支援学校	・共生社会の実現に向けた特別支援学校文化祭の実施	生徒の満足感や自己有用感を高められる内容づくりに努める。また、令和2年度中に文化祭の成果と課題を精査し、令和3年度以降の特別支援学校文化祭の在り方について検討する。	→	→	→	→	→			
学校づくり	優先課題3	共に学ぶ教育の推進	8	共に学ぶ教育推進モデル事業	特別支援教育課、県立特別支援学校、市町村教委、小中学校等	・モデル校による支援体制の構築 ・共に学ぶ教育推進検討会の開催 ・先進地の視察	令和2年度に第Ⅱ期共に学ぶ教育推進モデル事業の3年目を迎えるに当たり、第Ⅱ期の課題の整理と第Ⅲ期共に学ぶ教育推進モデル事業(令和3年度～令和5年度)実践校の選定を行う。また、令和4年度中に令和6年度以降の事業推進の在り方を提示する。	→	→	→	→	→	
			9	居住地校学習推進事業	特別支援教育課、県立特別支援学校、市町村教委、小中学校等	・県立特別支援学校の児童生徒が地元で共に学ぶための教育環境づくり ・連絡会議の開催	実施率目標36%の達成を目指すとともに、小学校で実施していた児童から中学校の実施への接続に積極的に働きかける。また、中学校での実施率25%を目指し、令和6年度には30%にする。	→	→	→	→	→	
			10	(非予算事業)	特別支援教育課・義務教育課・高校教育課・小中学校等・高等学校等	・学級担任等と通級による指導担当教員の連携 ・小・中学校等、高等学校等での切れ目ない通級による指導の実施	校内における発達障害等のある児童生徒への学習保障の観点から、校内全教職員に対する障害の理解や校内の環境整備に関する研修等の実施に対する支援を行うことにより、通級による指導に対する理解と連携、協力体制の構築を進める。 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒を含め、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の確実な作成・引継ぎを行うことにより、小・中学校等、高等学校等において希望する児童生徒に対して、切れ目ない通級による指導を実施する。	→	→	→	→	→	
	優先課題2	通級による指導の推進	R4-1	学びの多様性を活かした教育プログラムの開発事業	特別支援教育課、高校教育課、高等学校等	・学級担任等と通級による指導担当教員の連携 ・小・中学校等、高等学校等での切れ目ない通級による指導の実施		→	→	→	→	→	
			11	医療的ケアの推進	特別支援教育課、県立特別支援学校	・県立特別支援学校における医療的ケア実施体制の整備・強化	看護師研修会の充実や各学校の緊急時マニュアルの見直し、保護者向けリーフレットの作成・配布等により、学校・主治医・保護者間の連携強化や学校の医療的ケア実施体制の強化を図り、対象児童生徒への安全かつ適切なケアを実施する。	→	→	→	→	→	
	優先課題2	ICT機器の活用	12	特別支援学校プログラミング教育推進事業	特別支援教育課、県立特別支援学校	・モデル校への備品等の整備 ・小中学校の児童生徒1人1台のタブレットPCの整備	知的障害特別支援学校(モデル校)における児童生徒の障害の状態や特性に応じたプログラミング教育の指導内容、指導方法の確立及び理解啓発を図り、県立特別支援学校におけるプログラミング教育を推進する。	→	→	→	→	→	
			R5-3	特別な支援を要する児童生徒に対するICT活用教育推進事業	特別支援教育課、県立特別支援学校	・病室療養中の児童生徒に係る在籍校との同時双方向型遠隔授業の実施 ・AIドリルによる課題、特性的分析とICT機器の更なる活用	同時双方向型遠隔授業の実施による入院等で生ずる学習の空白期間の解消や友人とのつながりを継続させるとともに、児童生徒がAIドリルを活用して主体的に学習に取り組む環境を整備する。	→	→	→	→	→	
			13	県立学校ICT機器整備推進事業	教育企画室	・プロジェクト、教員用タブレットPCの整備	教職員がICTを活用して授業を行う一斉学習の環境を早期に整備し、ICTを活用した学習指導力の向上を図り、情報化社会・グローバル社会において主体的に学び、考え行動する宮城の児童生徒の育成を目指す。	→	→	→	→	→	
			14	教育情報ネットワーク運用事業	教育企画室	・校内LAN更新及び無線アクセスポイント増設、県立特別支援学校小中学校の教室へ電源ケーブル設置	「GIGAスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク及び付帯施設の拡充を行い、児童生徒1人1台端末を前提としたICT教育環境の充実を図る。 ※Global and Innovation Gateway for All	→	→	→	→	→	
			15	ICTを活用した特別支援学校スキルアップ事業	教育企画室	・Assistive Technology(支援技術)により障害を補い個々の能力を発揮させる取組 ・ICTコーディネーターの配置	ICT機器を障害を補うツールとして活用するとともに、他の児童生徒や社会とのコミュニケーションツールとして活用し、個の特性を伸ばし自立と社会参加を促す。	→	→	→	→	→	
	優先課題2	教員の専門性・指導力の向上	16	特別支援教育総合推進事業	県立特別支援学校	・各県立特別支援学校による自校の専門性向上	各校の課題に照らし、学校毎に研修会を計画し実施する。また、各校で実施した研修内容を共有し、幅広い研修内容の充実することで専門性・指導力の向上を図る。令和2年度以降も継続して各校における研修会を実施し、内容を充実させる。	→	→	→	→	→	
			17	教職員免許法認定講習	教職員課	・特別支援学校教諭普通免許取得のための講座の開設	県内実態調査の結果等を基に策定した4年間の免許法認定講習開設計画が令和2年度末までとなっていることから、令和2年度内に当該計画の評価を実施するとともに、令和3年度以降の次期開設計画を策定し、引き続き特別支援学校教諭普通免許の取得を促進する。	→	→	→	→	→	
			18	研修研究事業	教職員課	・総合教育センターにおける専門研修(特別支援教育に関する研修)の実施	現在実施している専門研修(11講座)を基本としながら、特別支援学校のニーズ等を踏まえ、適切な見直しを行うことにより、専門性や指導力の向上を図る。	→	→	→	→	→	
			19	特別支援教育研修充実事業	特別支援教育課	・特別支援教育コーディネーター養成研修会の実施 ・特別支援教育理解推進研修会の実施	各学校や地域で特別支援教育の充実を牽引する特別支援教育コーディネーターを養成し、校内において特別支援教育のOJTを展開する。教職員は、様々な事例に対応する知識やスキルについて学び、実践を通じて業務スキルを習得させ資質の向上につなげる。	→	→	→	→	→	
			20	県立特別支援学校外部専門家活用事業	特別支援教育課、県立特別支援学校	・スクールカウンセラーの派遣 ・外部専門家の派遣	県立特別支援学校において、医学的、心理学的などの専門的視点から指導の充実を図るため、スクールカウンセラー(臨床心理士等)、PT(理学療法士)、OT(作業療法士)、ST(言語聴覚士)等の外部専門家を活用した指導方法の改善に取り組み、自立活動の指導目標の設定や指導内容・方法の根拠を明らかにし授業改善を図る。また、県立特別支援学校のセンター的機能の強化を図る。	→	→	→	→	→	
21			不登校等児童生徒学び支援教室充実事業	義務教育課	・不登校及び不登校リスクのある児童生徒の校内における居場所づくりと学習支援等	不登校リスクを抱える児童生徒や不登校状態から学校復帰を遂げた児童生徒の支援には別室登校が有効な選択肢となっていることから、モデル校に専任担当者を配置するなど体制を整備するとともに、児童生徒の個別の教育支援計画をもとに教科指導やグループワーク等の対人関係トレーニングを実施する。	→	→	→	→	→		
22			入院生徒に対する教育保障体制整備事業	高校教育課、特別支援教育課	・入院生徒の教育保障に対する調査研究	教育庁と保健福祉部が連携し、令和2年度までに調査研究を進め、県立高校における入院生徒に対する教育保障体制の構築を図る。また、令和3年度から、医療機関と教育機関が連携し、学習支援を求めるすべての入院生徒に対してICT機器の活用による遠隔教育を中心とした学習支援を行う。	→	→	→	→	→		
優先課題2	県立特別支援学校の在り方の検証	23	障害児地域教育充実事業	特別支援教育課	・狭域化対策	県立特別支援学校の児童生徒数の増加に伴い、応急的な教室改修及び既存分枝施設の突発的な小規模維持修繕に対応していく。	→	→	→	→	→		
		24	仮設校舎管理事業	県立特別支援学校	・狭域化対応の分校等整備における教材整備	小・中・高各学級の仮設プレハブ校舎の整備に伴う教材物品を令和3年度末までに整備する。また、必要に応じ、狭域化対策工事に伴う備品等の整備を行い、教育環境の充実を図る。	→	→	→	→	→		
		25	教材整備事業	特別支援教育課	・仮設プレハブ校舎の倉庫貸借による狭域化対策	小・中・高各学級における狭域化対策として、令和3年4月供用となるよう仮設プレハブ校舎を新設する。また、新設校等の施設整備の状況をみながら、仮設校舎の必要性を毎年度見直し、適切な教育環境の整備を図る。	→	→	→	→	→		
		26	私立特別支援学校設置補助事業	特別支援教育課	・県有施設を活用した私立特別支援学校設置に伴う経費補助及び教育内容に関する助言	児童生徒の教育的ニーズに合わせた教材等の整備を行う。	→	→	→	→	→		
		27	校舎改築事業	施設整備課	・県立特別支援学校の老朽化対応 ・仙台南部地区特別支援学校(仮称)の新設	令和3年度開校を目指し、改修に伴う補助金を適正に執行する。また、開校後も事業者の求めに応じ、教育内容等への助言に努める。 ・計画的な改修等により教育環境を整備する。 ・令和6年度中の供用開始を目指し、視覚支援学校の改築事業を行う。 ・令和6年度の開校を目指し、仙台南部地区特別支援学校(仮称)の新築を行う。	→	→	→	→	→		
地域づくり	優先課題3	インクルーシブ教育システムの構築	28	(非予算事業)	特別支援教育課	・視覚支援学校への幼稚部設置 ・聴覚支援学校の学科再編検討 ・通学区域の再編、各県立特別支援学校の在り方を検討	視覚支援学校の幼稚部は校舎の改修時に併せた設置を目指す。 聴覚支援学校高等部への普通科設置及び専攻科の学科再編について、令和4年度までに検討する。 県立特別支援学校の児童生徒数の推移や障害等の状況の変化、社会動向等を踏まえながら令和2年度中に通学区域の再編と各学校の在り方を検討する。	→	→	→	→	→	
			29	特別支援教育総合推進事業	特別支援教育課、県立特別支援学校	・インクルーシブ教育システム理解研修会の実施	インクルーシブ教育システム構築、共生社会の実現のため、県内3ブロック(3会場)に分け、学校・市町村教委・福祉関係等の関係者を対象に研修会を実施する。各ブロック150人前後の参加者を想定かつ、高等学校等の通級による指導に関わる職員参加の充実を目指す。令和3年度を目標に、各ブロック代表校に運営移管することを目指す。	→	→	→	→	→	
			30	共に学ぶ教育推進モデル事業(再掲)	特別支援教育課、県立特別支援学校、市町村教委、小中学校等	(再掲) ・モデル校による支援体制の構築 ・共に学ぶ教育推進検討会の開催 ・先進地の視察	令和2年度に第Ⅱ期共に学ぶ教育推進モデル事業の3年目を迎えるに当たり、第Ⅱ期の課題の整理と第Ⅲ期共に学ぶ教育推進モデル事業(令和3年度～令和5年度)実践校の選定を行う。また、令和4年度中に令和6年度以降の事業推進の在り方を提示する。(再掲)	→	→	→	→	→	
			31	居住地校学習推進事業(再掲)	特別支援教育課、県立特別支援学校、市町村教委、小中学校等	(再掲) ・県立特別支援学校の児童生徒が地元で共に学ぶための教育環境づくり ・連絡会議の開催		→	→	→	→	→	
			R4-2	特別支援学校魅力化推進事業	特別支援教育課、県立特別支援学校、市町村教委、小中学校等	・県立特別支援学校における学校運営協議会の設置 ・特別支援学校の魅力化の推進、地域との連携・協働による学校づくりを行うための実践研究 ・特別支援学校の教育活動の内容を効果的に発信し、魅力ある学校づくりを支援する事業の展開		→	→	→	→	→	
			32	市町村教育委員会への支援	発達障害早期支援事業	特別支援教育課、県立特別支援学校	・特別支援教育コーディネーターによる地域支援 ・外部専門家の派遣	保健福祉部と今後の本事業の進め方等について協議中であることから、令和2年度中に事業の在り方を整理検討し、令和3年度から担当課との連携の在り方を含め、整理した形で実施する。	→	→	→	→	→
			33	特別支援教育の推進に向けた普及啓発	教育相談調査研究等事業	総合教育センター(特別支援教育課子算)	・特別支援教育理解のための公開講座の開催	県内各地において、年度ごとに講演会や体験会等を実施することで、広く県民に対し特別支援教育についての理解啓発を図る。	→	→	→	→	→
	特別支援教育の推進体制の整備	宮城県特別支援学校文化祭事業(再掲)	特別支援教育課、県内の特別支援学校	・特別支援学校文化祭の実施による障害者理解の促進	来場者数3,000人を目標に、県民の特別支援教育に対する理解啓発に努める。	→	→	→	→	→			
		特別支援教育の推進体制の整備	特別支援教育課、県立特別支援学校	・地域支援在り方研究会の開催 ・県立特別支援学校のセンター的機能の強化による相談対応	地域支援の在り方について情報交換や検討、研修を行い専門性や実践力を高め、小・中学校等、高等学校等への支援を充実させる。各ブロックの研修会等の充実を図る。特別支援学校地域支援実施計画書及び報告書から各県立特別支援学校の成果課題を把握し、次年度計画に反映させる。	→	→	→	→	→			